

職業紹介における返戻金制度に関する事項

1. 当社紹介の被採用者が自己都合により入社後 3 か月未満に退職した場合、退社時期に応じて受領した職業紹介手数料（コンサルティング料）を、下記の表に従い、返還するものとする。

退社時期	返還するコンサルティング料
入社から 1 か月未満	5 0 %
入社から 2 か月未満	3 0 %
入社から 3 か月未満	1 0 %

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されない。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で甲において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されない。

2. 本事項にある入社とは、その時点で被採用者の待遇が正社員（試用期間を含む）、臨時社員などの雇用形態を問わず、当該被採用者が甲において勤務を開始した場合をいうものとする。
3. 別途、人材紹介基本契約書により定めて締結することとする。

以上